

日本型直接支払制度のうち 環境保全型農業直接支払交付金

令和7年度 取組の手引き



下線部は昨年度からの主な変更点。

はじめに

農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るためには、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要です。

環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国における農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全等に積極的に貢献していくため、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う「環境保全型農業直接支払交付金」（以下「環境直払」といいます。）を平成23年度から実施しています。

平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として環境にやさしい農業に取り組む農業者を支援しており、令和7年度から第3期を開始しました。

また、農林水産省は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現することを目指し「みどりの食料システム戦略(令和3年5月)」を策定、令和4年4月22日に環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）が成立し、同年7月1日に施行されました。

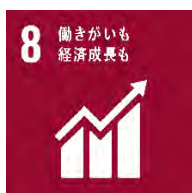
本戦略では、SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)や環境に対する関心が国内外で高まり、重要な行動規範としてあらゆる産業に浸透しつつある中で、化学合成農薬・化学肥料や化石燃料の使用抑制等を通じた環境負荷低減を図り、将来にわたり、食料の安定供給と農林水産業の持続的な発展を目指すこととしています。

【SDGsへの貢献】

○直接的な貢献



○副次的な貢献



～ 事業に取り組む際の注意事項 ～

本事業の申請受付事務や交付金の負担を行うことが難しい市町村もあることから、あらかじめ農地の所在する市町村に、本事業の申請が可能かどうかをお尋ねください。

I	対象者	
	1. 農業者の組織する団体	1
	2. 一定の条件を満たす農業者	1
II	対象農地	2
III	支援の対象となる農業者の要件	2
IV	事業要件（推進活動の実施）	4
V	対象活動	
	1. 支援の内容	5
	（参考）令和7年度の変更点	6
	2. 有機農業	7
	（加算措置・取組拡大加算）	
	3. 炭素貯留効果の高い堆肥の 水質保全に資する施用（堆肥の施用）	12
	4. 緑肥の施用	13
	5. 総合防除	14
	6. 炭の投入	14
	7. 地域特認取組	15
	（参考）メタン排出削減対策に資する取組の注意点	15
	（参考）5割低減の取組	16
VI	対象活動の事例	
	1. 対象活動の事例	17
	2. 都道府県又は市町村による要件の設定	17
	3. 第三者委員会による評価へのご協力をお願い	17
VII	活動の手順、申請の手続	
	1. 活動の手順	18
	2. 申請の手続	19
	3. 提出する書類の一覧	20
	4. 保管する証拠書類等	22
	5. 交付額の算出方法	23
	6. 交付金の返還	23
	7. 申請手続きの電子化	24
VIII	環境保全型農業の取組による効果	25

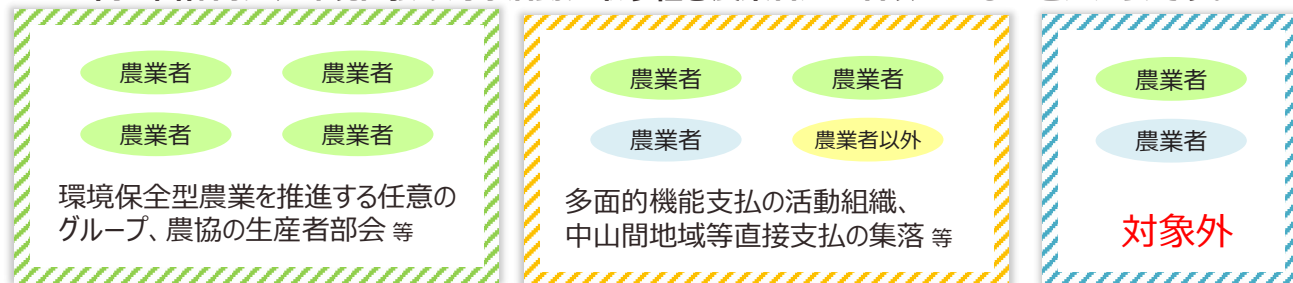
I 対象者

1 農業者の組織する団体

複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織（以下「農業者団体」という。）が対象になります。農業者団体は、代表者、組織の規約を定めるとともに、組織としての口座を開設してください。

＜農業者団体の例＞

同一団体内に、環境直払の対象活動に取り組む農業者が2名以上いることが必要です。



農業者 は、環境直払の対象活動に取り組む農業者

農業者 は、環境直払の対象活動に取り組んでいない農業者

農業者団体の区域について

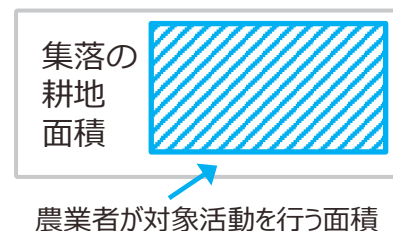
- ❖ 同一市町村の範囲内で農業者団体を形成してください。
やむを得ない事情により市町村域を超えて団体を形成する場合は、同一都道府県（北海道にあっては同一総合振興局又は同一振興局）内の市町村又は異なる都道府県において隣接する市町村で事業を実施するようにしてください。
- ❖ 複数集落や市町村全域で農業者団体を形成することも可能です。
- ❖ 複数の市町村の範囲で農業者団体を形成する場合、それぞれの市町村に事業計画の認定を受ける必要がありますので、それぞれの市町村にあらかじめお問い合わせください。

2 一定の条件を満たす農業者

単独で事業を実施しようとする農業者（個人・法人）は、以下のいずれかの条件に該当するとともに、**市町村が特に認める場合に対象**になります。

① 集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者

- 対象活動※1 の取組面積が、**自身の耕作する農業集落の耕地面積の概ね1/2以上※2**となる農業者
同一市町村内の複数の農業集落で対象活動を行う場合は、いずれかの農業集落で1/2以上※2 の割合を超える必要があります。
- 同一市町村内の対象活動の取組面積が、**全国の農業集落の平均耕地面積の概ね1/2以上※2**となる農業者



農業者が対象活動を行う面積

※1 「対象活動」とは、化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う取組（堆肥の施用、緑肥の施用等）をいいます（5～15ページ参照）。

※2 土地利用型作物以外については2割以上になります。

環境直払において「土地利用型作物」とは、稲、麦（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、大豆、そば、なたね、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょ及び飼料作物をいいます。

② 複数の農業者で構成される法人

複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く）

Ⅱ 対象農地※

農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地※で行われる対象活動が支援の対象となります。詳細については農地の所在する市町村にお問い合わせください。

※ 対象農地：取組を行う予定の農地が該当地域内にあるか自治体に問合せして確認して下さい。

Ⅲ 支援の対象となる農業者の要件

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者が環境直払の支援の対象となるには、次の要件を満たす必要があります。

- ① 主作物※¹について販売することを目的に生産を行っていること。
- ② **環境負荷低減のチェックシートの各取組にチェック※²した上で、提出すること。**

※¹ 「主作物」とは有機農業の取組又は化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組の対象作物のことです。

※² 「環境負荷低減のチェックシート」（様式第15号）に定める持続可能な食料システムの構築に向けた環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の各取組についてチェックしてください。

本交付金に取り組むにあたっては、「環境負荷低減のチェックシート」を、実施状況報告の際に提出していただきます。

民間団体の第三者認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP）及び農林水産省によって国際水準GAPガイドラインへの準拠確認済みであって、第三者確認の仕組みを有する都道府県GAP等を取得している場合は、認証書の写し等を提出するなど、GAPの取組を確認することによって、「環境負荷低減のチェックシート」の提出を省略できます（21 ページ参照）。

農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、□欄に✓を記入してください。該当しない場合は、□欄に／（斜線）を記入してください。

翌年度に取り組む予定の項目について、□欄に✓を記入してください。該当しない場合は、□欄に／（斜線）を記入してください。

環境負荷低減のチェックシートについて

環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは、農林水産省の各種補助事業等において、持続可能な食料システムの構築に向けた環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の取組を要件化するものです。

みどりの食料システム法に基づく国の基本方針において示された

農林漁業に由来する環境負荷に
総合的に配慮するための基本的な取組

- | | | | |
|--------------|-------------------------|---------------------|-----------------|
| ✓ 適正な施肥 | ✓ 適正な防除 | ✓ エネルギーの節減 | |
| ✓ 悪臭・害虫の発生防止 | ✓ 廃棄物の発生抑制
循環利用・適正処分 | ✓ 生物多様性への
悪影響の防止 | ✓ 環境関係法令
の遵守 |

環境直払においては、以下の内容を要件としました。

支援対象農業者は、環境負荷低減のチェックシートの項目について

- 実施状況欄の全ての項目に、チェックすること。
- 翌年度においても、全ての項目について取り組む計画を立て、翌年度欄にチェックすること。

環境負荷低減のチェックシート

環境負荷低減のクロスコンプライアンス
チェックシート解説書を読んだうえで、
チェックを入れてください。

組織名又は法人名： _____
氏名（法人の場合は代表者名）： _____
住所： _____
連絡先： _____

実施 状況	(1) 適正な施肥	翌年度取 組計画
1 ☐	肥料の適正な保管	☐
2 ☐	肥料の使用状況等の記録・保存	☐
3 ☐	作物特性やデータに基づく施肥設計 (簡易土壌診断、前作の収量等)	☐
4 ☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討 (堆肥や有機質肥料、緑肥等の活用等)	☐
実施 状況	(2) 適正な防除	翌年度取 組計画
5 ☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備 (健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等)	☐
6 ☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミ ングの判断 (発生予察情報の活用による防除等)	☐
7 ☐	多様な防除方法 (防除資材、使用方法) を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等)	☐
8 ☐	農薬の適正な使用・保管	☐
9 ☐	農薬の使用状況等の記録・保存	☐
実施 状況	(3) エネルギーの節減	翌年度取 組計画
10 ☐	農業機械、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存	☐
11 ☐	温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入 (省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、農場 由来の温室効果ガス削減、ほ場への炭素貯留等)	☐

実施 状況	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	翌年度取 組計画
12 ☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
実施 状況	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	翌年度取 組計画
13 ☐	廃棄物の削減や適正な処理 (プラスチック等の資材の使用量又 は排出量削減や廃棄の際の処分の適正化)	☐
実施 状況	(6) 生物多様性への悪影響の防止	翌年度取 組計画
14 ☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミ ングの判断 (発生予察情報の活用による防除等) (再掲)	☐
15 ☐	多様な防除方法 (防除資材、使用方法) を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等) (再掲)	☐
実施 状況	(7) 環境関係法令の遵守等	翌年度取 組計画
16 ☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
17 ☐	関係法令の遵守	☐
18 ☐	農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等)	☐
19 ☐	正しい知識に基づく農作業安全に配慮した適正な作業環境への 改善 (作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機 械・器具の操作方法確認等)	☐

翌年度、当該事業を取り組まない

☐

※翌年度に当該事業に取り組まない場合は、翌年度取組計画欄に／（斜線）を記入し、
「翌年度、当該事業を取り組まない」の□欄に✓を記入してください。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞
・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

確認しました→

☐

Ⅳ 事業要件（推進活動の実施）

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者は「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動」（以下「推進活動」※¹）といいます。）として以下に掲げる活動のうち、いずれか1つ以上を実施してください。

農業者団体は原則として、対象活動に取り組むすべての農業者が共通の活動を選択する必要があります。

▶ 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動

- ① 技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
- ② 実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査
- ③ 先駆的農業者等による技術指導
- ④ 自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
- ⑤ ICTやロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組

▶ 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動

- ⑥ 地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
- ⑦ 土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定※²

▶ その他

- ⑧ 耕作放棄地の復旧及び復旧した農地における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施
- ⑨ 中山間地※³及び指定棚田地域※⁴における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施（農業者団体等の取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域の場合に限る。）
- ⑩ 農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用
- ⑪ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合
- ⑫ その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施

※1 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の基本理念に基づき、地域の農業者の連携等により環境保全型農業の普及推進を図ることを目的に事業要件としています。

※2 堆肥の施用や、有機農業の加算措置に取り組む農業者（詳細は8、12ページ参照）は、土壌診断の実施が要件となっているため、推進活動として選択することはできません。

※3 地域振興立法（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、山村振興法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法）の指定地域や農林統計上の農業地域類型区分において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域が対象となります。詳細については、農地の所在する市町村にお問い合わせください。

※4 棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域が対象となります。詳細については、農地の所在する市町村にお問い合わせください。

化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の対象取組に対して支援を行います。

全国共通取組		交付単価 (国と地方の合計)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	14,000円/10a
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り※1、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円/10a
堆肥の施用※2		3,600円/10a
緑肥の施用		5,000円/10a
総合防除	そば等雑穀、飼料作物以外	4,000円/10a
	そば等雑穀、飼料作物	2,000円/10a
炭の投入		5,000円/10a

※1 「炭素貯留効果の高い有機農業」を選択する場合は、土壌診断を実施するとともに堆肥の施用、緑肥の施用又は炭の投入のいずれかの取組を行っていただきます。

なお、施用量や播種量に決まりがあります（12～14ページ参照）。

※2 堆肥の施用とは「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」のことをいいます。
都道府県によって交付単価が異なる場合がありますので、都道府県、市町村にご確認ください。

地域特認取組※3	交付単価 (国と地方の合計)
地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組	都道府県が設定

※3 対象取組や交付単価は、承認を受けた都道府県により異なります。
詳細については、都道府県、市町村にご確認ください。

取組拡大加算	交付単価 (国と地方の合計)
有機農業（そば等雑穀、飼料作物以外）に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体を支援 活動によって、新たに有機農業の取組を開始した農業者の有機農業の取組面積に応じて支援	新規取組面積あたり 4,000円/10a



本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。
申請額の全国合計が予算額を上回った場合は、交付額が減額されることがあります。

(参考) 令和7年度の変更点

- 有機農業の拡大に向けて、単収が低く不安定な移行期を重点支援
- 「総合防除」、「炭の投入」を、新たな全国共通取組として設定
- 「長期中干し」や「冬期湛水管理」など、水資源の管理や生き物調査等の地域ぐるみの活動と併せて取り組むことで効果的な推進が期待できる取組を多面的機能支払交付金へ移管

現 行

全国共通取組

- ・ 有機農業
(12,000円, そば等3,000円)
- ・ 堆肥の施用 (4,400円)
- ・ カバークロップ (6,000円)
- ・ リビングマルチ
(5,400円, 小麦大麦3,200円)
- ・ 草生栽培 (5,000円)
- ・ 不耕起播種 (3,000円)
- ・ 長期中干し (800円)
- ・ 秋耕 (800円)

地域特認取組

- ・ 冬期湛水管理
- ・ IPM (総合防除)
- ・ 炭の投入
- ・ 江の設置
- ・ 化学肥料・化学農薬不使用栽培
等

見 直 し 後

全国共通取組

- ・ 有機農業
(14,000円, そば等3,000円)
- ・ 堆肥の施用 (3,600円)
＜施用量の見直し＞
水稲 現行1.0トン→0.5トン
水稲以外 現行1.5トン→1.0トン
- ・ 緑肥の施用 (5,000円)
緑肥の効果の発現を確実に期待できれば標準播種量の8割とすることが可能。
- ・ 総合防除
(4,000円, そば等2,000円)
- ・ 炭の投入 (5,000円)

※「長期中干し」、「秋耕」は水田からのメタン排出削減対策として堆肥、緑肥、総合防除の取組とセットで実施。

※不耕起播種は廃止

地域特認取組

- ・ 緩効性肥料の利用
- ・ 化学肥料・化学農薬不使用栽培 等

多面的機能支払交付金 資源向上支払 (共同) へ移管

- ・ 長期中干し
- ・ 冬期湛水管理
- ・ 夏期湛水管理
- ・ 中干し延期
- ・ 江の設置等

2 有機農業 国際水準の有機農業の実施

【要件】

- ① 主作物の生産において、化学肥料・化学合成農薬を使用していないこと。 ※1、2
- ② 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること。
- ③ 播種又は植付け前2年以上 ※3 使用禁止資材を使用しないこと。
- ④ 有害動植物の防除を適切に実施していること。
- ⑤ 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと。

※1 「通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物」、「水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法で生産される作物」及び「永年性飼料作物」は、支援の対象となりません。

※2 化学肥料・化学合成農薬の使用に関しては、次のとおりです。

- 「有機農産物の日本農林規格」表A. 1の肥料及び土壌改良資材、表B. 1の農薬については使用することができます（10～12ページ参照）。
化学肥料・化学合成農薬を使用することなく生産された種子、苗等の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあつては種子、栄養繁殖する品種にあつては入手可能な最も若齢な苗等であつて、播種又は植付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（「有機農産物の日本農林規格」表A. 1又は表B. 1に掲げるものを除く）が使用されていないものを使用することができます。
- 植物防疫法第23条第1項又は第31条第1項に基づき実施される発生予察事業における警報が発令された場合、当該警報に基づく防除を行うときは化学合成農薬を使用することができます。

※3 多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農作物にあつては播種又は植付け前2年以上が転換期間となります。
転換期間中も環境直払の支援対象となりますが、転換中の区域について、有機農法と慣行農法を交互に行うことのないようにしてください。



有機農業の取組に関する注意事項

- ❖ 有機農業に取り組む主作物について、都道府県において支援対象となるかを事前に都道府県、市町村にお問い合わせください。
- ❖ 有機JAS認証の取得を求めるものではありません。
- ❖ 生産した農作物について「有機農産物」等と表示する場合には、別途、有機JASの認証を取得する必要がありますのでご注意ください。
- ❖ 作物によって交付単価が異なるものがあります（5ページ参照）。

加算措置（炭素貯留効果の高い有機農業）に取り組む場合

地球温暖化防止に貢献するため、炭素貯留効果の高い有機農業を行っていた
場合に限る、10aあたり2,000円が加算されます。

（取組開始前に営農活動計画書の提出が必要です。）



炭素貯留効果の高い有機農業（加算措置）に関する注意事項

加算措置の対象となるのは、そば等雑穀、飼料作物以外を主作物として有機農業に取り
組む場合に限ります。

そば等雑穀、飼料作物を主作物としている場合は、加算措置を受けることはできません。

【加算措置の要件】

**土壌診断※¹を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用又は炭の投入の
いずれかの取組※²を実施すること。**

※¹ 水田の場合は可給態窒素（困難な場合はpH）、畑地の場合はECが必須項目になります。

※² 堆肥の施用、緑肥の施用又は炭の投入の取組に単独で取り組む場合と同一の要件で実施してくだ
さい。施用量や播種量に決まりがあります（12～14ページ参照）。

取組拡大加算（有機農業の新規取組に係る指導等の活動）に取り組む場合

本交付金を受給する農業者団体が**新たに有機農業の取組を開始する同一団体
内の農業者に対して、指導・助言・相談対応の活動**を行っていただく場合に限
り、新規取組面積10aあたり4,000円が加算されます（指導を受ける農業者
につき1回、初年度のみ交付）。

【取組拡大加算の要件】

指導を行う農業者※¹と指導を受ける農業者※²の双方が、令和7年度に有機農業の取組
（そば等雑穀、飼料作物以外）を実施する必要があります。

※¹ 指導を行う農業者……

支援対象農業者であって、有機農業の知識・技術を有すると市町村が認める者

※² 指導を受ける農業者……

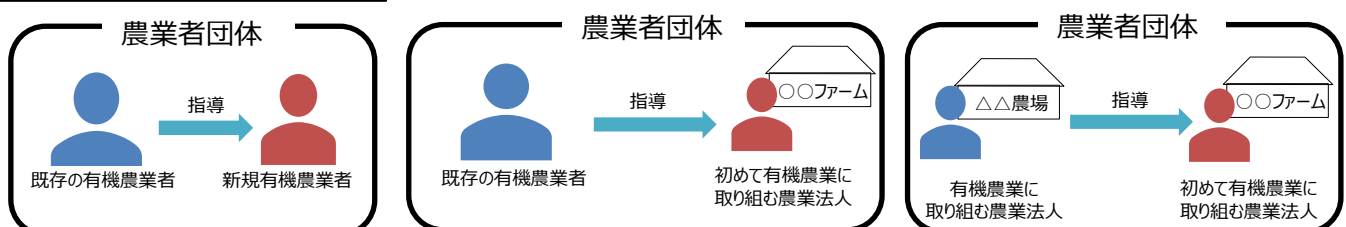
有機農業の取組（そば等雑穀、飼料作物以外）の交付実績がなく、

かつ有機農業の知識・技術の習得が必要と市町村が認める支援対象農業者

※活動を行った農業者団体に対して **指導等によって増加した新規取組面積×4,000円/10a** を
支援します。

※新たに有機農業に取り組む農業者であっても、**既に有機農業に取り組む農業法人に所属する
農業者への指導については、取組拡大加算を活用することはできません。**ただし、農業者団
体に所属する農業法人が組織として初めて有機農業に取り組む場合は、本加算措置を活用し
て同じ農業者団体に所属する他の農業者や法人から指導を受けることができます。

加算措置の対象となるケース



新たに有機農業に取り組む農業者・法人への指導が対象となります。

有機農業の取組の注意点

令和2年度から環境直払における有機農業の定義を見直し、「**国際水準の有機農業**」の実施が要件となりました。
なお、有機JAS認証の取得を求めるものではありません。

- ❖ 様式第1号（農場管理シート・現地確認チェックリスト）と資材証明書等の写しを提出いただきます（20～21ページ参照）。
- ❖ **有機農業に取り組む支援対象農業者※は、抽出による実施状況確認（現地確認）を受けていただくことになります。**チェックを受ける項目は以下のとおりです。

※ 有機JAS認証を取得している農業者を除きます。

実施状況確認 チェック項目	基準
化学肥料・化学合成農薬等の使用禁止資材の使用の有無	多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあつては播種又は植付け前2年以上、使用禁止資材を使用しないこと
有害動植物の防除	原則、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと
種子や苗等	原則、使用禁止資材を使用しない等、有機栽培由来の種子、苗等を使用すること
周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないような必要な措置	必要に応じて、緩衝帯の設置や水管理、機械・器具の洗浄を行うこと
組換えDNA技術の利用の有無	組換えDNA技術を利用しないこと
放射線照射の有無	放射線照射を行わないこと